

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象期間の延長・申請期限についてお知らせします

制度概要

主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給します。

- ① 令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者
- ② その休業に対する賃金（休業手当）を受けられない方

※ 詳細は厚生労働省HPに掲載した給付金Q&A等をご確認ください。

対象期間および申請期限

休業した期間	申請期限
★ 令和2年4月～9月	令和2年12月31日（木）
令和2年10月～12月	令和3年3月31日（水）
令和3年1月	令和3年5月31日（月）
令和3年2月	

- ※ **申請開始日は休業した期間の翌月初日から**となります。（例：1月の休業であれば2月1日から申請可能）
- ※ **既申請分の支給（不支給）決定までに時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方は、支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内**に申請いただければ、★の期間分であっても受け付けます。支給（不支給）決定通知書を添付して申請ください。
- ※ **10/30に公表したリーフレットを踏まえて申請準備に時間を要した方は、令和3年1月31日（日）まで**に申請いただければ、★の期間分であっても受け付けます。「10月30日公表のリーフレットを踏まえた申請」である旨を記載した疎明書と、過去の就業実態が確認できる給与明細等を添付して申請ください。

申請方法（郵送）

- ①支給申請書、②支給要件確認書、③本人確認書類（免許証の写しなど）、④振込先口座確認書類（キャッシュカードの写しなど）、⑤休業前および休業中の賃金額を確認できる書類（給与明細の写しなど）の5点を封筒に入れて、下記のあて先に郵送してください。

〒600-8799

日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当 行

お問い合わせは

- 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

- お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15